

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

雪谷川「夢灯り」の開催について

豪雨災害から15年が過ぎました。
軽米町自治公民館連絡協議会では、15年の節目となる今年、下記のとおり「夢灯り」を開催します。
皆様ぜひご来場ください。

1. 日時 平成26年9月27日(土)
16:00～20:00
2. 会場 軽米町防災センター付近(予定)
3. 内容



- ①各種団体、一般参加者による「夢灯り」の設置と鑑賞
- ②各自治公民館出店による自慢の郷土料理、創作料理の試食
- 「夢灯り」作成講習会
「夢灯り」作成講習会を開催します。各団体・グループ・お友達など必ず複数名でお申込みください。世界で一つの自作の「夢灯り」を作って参加しませんか？
- 開催当日に使用する「夢灯り」の貸出用の容器もありますので、どなたでも自由に参加できます。

【問い合わせ・申し込み先】

軽米町自治公民館連絡協議会
教育委員会事務局・生涯学習グループ
(☎46-4744) FAX 46-3050

ハートフルスポーツランド 野球場の芝について



ハートフルスポーツランド野球場の改修で、外野芝を入れ替えます。今までの芝を町民の皆様に安価でお譲りします。
ご希望の方は、平成26年8月22日までに教育委員会にお申込みください。

<条件>

1. 軽米町内に住所のある方で、現に住んでおられる方。
2. 適正な管理をされる方
3. ハートフルスポーツランドから、芝の引き取りが可能な方
4. 芝の値段＝1㎡につき120円
5. 原則として1世帯30㎡以内とさせていただきます。
※芝の引き取り日時等については、希望受け後、希望者に直接ご連絡します。

ハートフル・スポーツランド野球場は、平成28年に開催される希望郷いわて国体・軟式野球競技の開催地となっています。



2016
希望郷 いわて国体

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

みんなで楽しく転倒予防！ ～雪谷川の流れとともに歩きましょう～

いつまでも元気に過ごせることを目指して、今年度3回目の「転倒予防のセミナー」を行います。ウォーキングや体操などを予定しています。

- 日時：平成26年9月9日(火)
午後1時30分～3時30分
場所：軽米町農村環境改善センター
内容：健康チェック

時間をお間違えないように！

- 雪谷川河川敷ウォーキング(3～4km)
ストレッチ、転倒予防体操
持ち物：飲み物(水かお茶)、汗拭きタオル、上履き
オレンジ帽子(以前に参加して持っている方)

- 動きやすい服装でご参加ください。
- 歩くのが大変な方は、室内で軽い体操やゲームで体を動かします。



皆さんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

【問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センター
(☎46-4111) FAX: 48-1061

住宅地図作成に係る 調査実施のお知らせ

(株)ゼンリンでは、「2015年1月版軽米町住宅地図」作成のため、現地調査を実施いたします。調査時期等に関しましては、下記のとおりです。

- 時期：平成26年8月8日～11月中旬頃まで
時間帯：日中のみ(夜間に現地調査を行うことはありません)
内容：個人宅代表者名・事業所名・住所を表札・看板にて確認、もしくは居住者への聞き取り確認。その他、地形建物形状・交通情報

ゼンリンの調査員はユニフォームを着用し、社員証または調査書を携行しています。

不明な点がございましたらゼンリン八戸サービスセンターへお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(株)ゼンリン八戸サービスセンター
(☎0178-43-3579)
FAX: 0178-43-9717

町営住宅の入居者を募集します

1 募集住宅の概略

町営住宅名	規格	床面積等	家賃（月額）	形式
町営下新町住宅1号 （軽米町大字軽米11-5-1）	3K	52.39㎡ 昭和53年度建築	5,300円～7,900円 （4段階）	2連棟
町営下新町住宅2号 （軽米町大字軽米11-5-1）	3K	52.39㎡ 昭和53年度建築	5,300円～7,900円 （4段階）	2連棟
町営萩田住宅6号 （軽米町大字軽米2-70-1）	3K	46.48㎡ 昭和50年度建築	4,000円～5,900円 （4段階）	4連棟
町営新萩田住宅4号 （軽米町大字軽米2-25-1）	3DK	74.40㎡ 平成12年度建築	18,900円～28,200円 （4段階）	1戸建

※家賃は、入居する世帯の収入と扶養者等の内容により異なります。

2 入居資格

- （1）軽米町内に住所または勤務場所を有する者で、現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮していること。（ただし、60歳以上の方、障害をお持ちの方は、単身入居ができる場合があります。）
- （2）入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定められた基準内であること。
- （3）町税・公共料金等に滞納のないこと。
- （4）申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと。

＜算定方法＞

（所得金額－扶養等控除）÷12ヶ月＝月額所得（原則として158,000円以下）
※所得金額とは：世帯員（1人ずつ）の所得控除後の金額を合計した金額です。



○入居時期
平成26年9月以降

○申し込み方法
関係書類をお渡ししますので役場・地域整備課にお越しください。申込みには、申請書類のほか（所得・課税・扶養証明書、住民票等）が必要になります。

○募集期間
平成26年8月6日（水）
～平成26年8月22日（金）
午前8時30分～午後5時00分まで
※土・日・祝日の申し込み受付、お問い合わせはできません。

- ☆入居希望者が多い場合には抽選となります。
- ☆入居の際には、敷金の納付（家賃の3カ月分）や連帯保証人（2名）の所得証明書、印鑑登録証明書が必要となります。

【問い合わせ・申し込み先】
地域整備課（☎46-4741）

予防接種を受けましょう

小学生以上の方が受ける定期予防接種をまだ受けていない方は、忘れずに接種を受けるようにしましょう。

1. 予防接種の種類等

種類	接種年齢	実施回数	終了後に他のワクチンを受ける場合
日本脳炎（Ⅰ期）	生後6ヶ月～ 7歳6ヶ月未満	初回：2回 追加：1回	6日以上あける
日本脳炎（Ⅱ期）	9～13歳未満	1回	
二種混合	11～13歳未満	1回	

- 2. 実施医療機関 岩手県立軽米病院
- 3. 持ってくるもの 母子手帳、予診票、保険証（ある人は病院の診察券）
- 4. 接種料金 無料（町で全額負担します）
※接種時期を過ぎますと、自費接種となります。

5. その他

- （1）7歳6ヶ月以上の方で日本脳炎第Ⅰ期（計3回）の予防接種を終了していない方は、平成26年度中に接種を受けることができます。
- （2）9歳以上かつ平成7年4月2日以降に生まれた方で、日本脳炎第Ⅱ期の予防接種を完了していない方、または、合計4回の接種を完了していない方は、平成26年度中に接種を受けることができます。

【問い合わせ先】健康福祉課・健康づくりグループ
（健康ふれあいセンター内 ☎46-4111）

福祉のしごと出張相談会

専門の相談員が福祉・介護や保育の仕事などの相談をお受けします。福祉の仕事が初めての方や資格のない方もお気軽にご利用ください。

日時：平成26年8月11日（月）26日（火）
9月 9日（火）30日（火）
午後1時30分～3時30分
※事前予約の方が優先されます。
場所：ハローワーク二戸会議室

【問い合わせ先】
岩手県社会福祉協議会岩手福祉人材センター
（公用携帯 ☎080-1651-6203）

8月のテーマ図書展

開催期間：8月1日（金）～8月31日（日）
「ひゅ～どろどろ おばけの本」



暑い夏にはこわーい話で涼しくなろう。かわいらしいものからゾクッと背すじが寒くなるものまで、おばけの本を展示・貸出しています。トイレに行けなくなっちゃうかも…！？

【問い合わせ先】
軽米町立図書館（☎46-4333）

広報かるまい

お知らせ版

その2



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町の臨時職員・（株）軽米町産業開発の職員を募集します

希望される方は、下記によりご応募ください。

事業	観光と物産復興推進事業	地域食材消費促進復興支援事業
職種 事業内容	一般事務	地域食材の消費拡大を図るための商品開発、販売方法の検討など
募集人員	1名	1名
応募条件	・現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者 ・東日本大震災の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者または、当該地域に居住していた求職者	・健康状態が良好で調理経験がある方 ・事務経験がありパソコン操作が出来る方（ワード、エクセルなど） ・現在失業中で求職活動をしている軽米町在住の方 ・運転免許のある方（マイカー通勤可能な方）
雇用期間	平成26年9月1日から平成27年3月31日（予定）	平成26年9月から平成27年3月まで（予定）
賃金	月額5,660円～月額6,580円 (通勤距離2km以上の場合は通勤手当を支給)	月額5,832円
勤務条件	午前8時30分～午後5時30分 (月曜日から金曜日まで勤務、土、日、祝日休み) ただし、イベント開催により勤務日の変更有り	午前8時30分から午後5時15分まで (実労8時間、休憩45分) 会社カレンダーによる(週5日、月20日程度就業)
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金	
申込期限	平成26年8月22日（金）午後3時までに 産業振興課・商工観光グループへ	平成26年8月25日（月）午後6時
試験日	平成26年8月27日（水）午後1時から	別途連絡します
選考方法	個別面接試験	
申込方法	①ハローワーク二戸（二戸公共職業安定所）に求職者登録し、紹介状の交付を受ける ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに担当へ提出する	
問い合わせ先	産業振興課・商工観光グループ (☎46-4746)	(株)軽米町産業開発（物産交流館内） (☎46-4222)



知っていますか？
建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

★特徴

- 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：月額310円

～建退共制度の特例設置のお知らせ～
建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続きの特例措置を実施しております。

★建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の勤労日数に応じて適正に貼付して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

※詳しくは、最寄の建退共支部へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 建退共岩手支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9
岩手県建設会館内 (☎019-622-4536)
HP：http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

軽米小学校旧校舎の 物品譲渡説明会の開催について

軽米町教育委員会では、今年度解体予定の軽米小学校旧校舎の物品について、地域の公共施設で使用したい物品を譲渡することといたしました。

つきましては、下記により現地説明会を開催しますのでご来場ください。

◆開催日時

平成26年8月23日（土）午前9時～正午まで

◆開催場所

軽米小学校旧校舎

◆譲渡対象施設

自治公民館、部落集会所、物産館等

◆説明会対象者

自治公民館・部落集会所・物産館等の管理者、及び区長等

◆物品の種類

事務用机・事務用書棚・更衣室用ロッカー・児童用机・椅子等

◆譲渡の条件

- ①無償で譲渡します
- ②運搬は各自でお願いします
- ③運搬日は当日、又は平成26年8月25日（月）午前中

【問い合わせ先】 教育委員会事務局
教育総務グループ（☎46-4743）

東北電気保安協会からお知らせ

○8月は「電気使用安全月間」です

夏は肌の露出が多くなり汗もかくことから、電気が流れやすくなります。

また、暑さにより注意力が散漫になりがちのため、感電事故が多くなる傾向があります。

そこで、経済産業省では、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、電気使用安全運動が全国一斉に行われています。

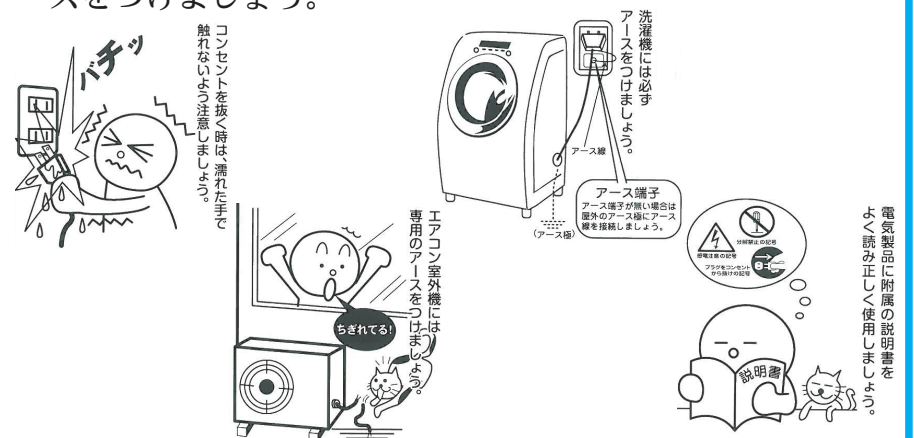
電気安全に心がけましょう。

○電気製品・器具は正しい方法で使いましょう

水蒸気がたちこめたり、雨露にさらされるような、水気のある場所で使用する電気製品や配線器具は専用のものを使用しなければなりません。

場所によっては、使用できない電気製品や配線器具もありますので、説明書をよく読み正しく使用しましょう。

また、洗濯機やエアコン、電子レンジなどには必ずアースをつけましょう。



健康増進ボウリングスクール

開催日時（各コースとも全5週）

◆月曜スクール

午前コース 10:00～12:00

8月25日 9月1日・8日・22日・29日

◆水曜スクール

午後コース 13:30～15:30

8月27日 9月3日・10日・17日・24日

◆木曜スクール

午前コース 10:00～12:00

8月28日 9月4日・11日・18日・25日

◆金曜スクール

午後コース 13:30～15:30

夜コース 20:00～22:00

8月29日 9月5日・12日・19日・26日

※5コースのいずれか選んでお申し込みください。

主催 八戸市ボウリング協会

会場 ゆりの木ボウル

対象 八戸市在勤在住

講師 高橋透プロボウラー、須藤インストラクター

受講料 無料

※初回のみテキスト代、障害保険料として500円かかります。

公認スクール

総務省認可公益社団法人日本プロボウリング協会

【問い合わせ・申し込み先】

健康増進ボウリング教室ゆりの木ボウル事務局
（☎0178-45-1022）

戦後海外から 引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約87万件の下記のような未返還保管証券類をお返ししております。

- 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。
- 帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは…】

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を超えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』。外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求にご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも…』とお気付きの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 八戸税関支署統括監視官部門

〒031-0831

八戸市築港街2丁目16番 八戸港湾合同庁舎

（☎0178-33-0423）